

### 1 地方債の機能

例えば、

学校等の公共施設は長期間にわたって利用される



建設時の利用者(住民)だけでなく将来の利用者(住民)も便益を受ける



建設費は地方債を発行し、分割して元金償還するという方法をもって将来の利用者(住民)にも負担してもらう

= 住民負担の世代間の公平

上記以外に

一般財源の補完

地方税の減収などによる地方財源不足額を地方債で補てんする

国の経済政策との調整

建設事業の財源となる地方債の発行量の増減により建設事業量の調整を図る

### 2 根拠法令

#### ○地方財政法

第5条 地方公共団体の歳出は、地方債以外の歳入をもって、その財源としなければならない。ただし、次に掲げる場合においては、地方債をもってその財源とすることができる。

- 一 交通事業、ガス事業、水道事業その他地方公共団体の行う企業に要する経費の財源とする場合
- 二 出資金及び貸付金の財源とする場合
- 三 地方債の借換えのために要する経費の財源とする場合
- 四 災害応急事業費、災害復旧事業費及び災害救助事業費の財源とする場合
- 五 学校その他の文教施設、保育所その他の厚生施設、消防施設、道路、河川、港湾その他土木施設等の公共施設又は公用施設の建設事業費及び公用に供する土地又はその代替地としてあらかじめ取得する土地の購入費の財源とする場合

### 3 地方債の種類

地方債名		交付税算入率	内 容	性 質※
通常債(一般公共債、公営住宅債等)		0~95%	建設事業等の財源とするもの。充当率45%~100%	5条債
臨時財政対策債		100%	地方交付税の不足を国と地方が折半して補うため、発行する特例債	赤字債
財源対 策的な もの	減収補てん債	75%	地方交付税の算定後に生じた、地方税の減収相当額を対象とするもの	5条債 一部、特例赤字債
	退職手当債	0%	退職手当の財源に充てるもの。(総人件費の削減に取り組む団体に認められる)	赤字債
	行政改革推進債	0%	行革実績の範囲内で通常の地方債の充当残部分を対象に発行	5条債

※「性質」欄の「5条債」とは、地方財政法5条で定められた事業の財源に充てるために発行する地方債をいい、「赤字債」はそれ以外の法令の条項により発行する地方債をいう。